

【石川県】

# 賃金引き上げに向けた支援策

---

令和7年12月23日

商工労働部



- 最低賃金の過去最高の引き上げにより、**賃上げに向けた環境整備への支援**（賃上げ環境整備助成金）に加え、**被災した小規模事業者への直接的支援**（被災事業者賃上げ支援金）を**9月補正で実施（10億円規模）**
- 10月17日から募集開始**  
→ 募集開始に併せ、各種問い合わせに対応するコールセンターと申請手続きを案内する特設サイトを開設
- 1社でも多くの事業者に活用いただくため、商工会議所などと連携した周知や企業向け説明会にて、制度を周知**

申請手続き  
が必要です

県内中小企業の皆様へ



## 最低賃金引き上げに伴う 県支援制度のご案内

石川県の最低賃金は、令和7年10月8日から70円引き上げられ1,054円になりました。  
県では、物価高騰等で厳しい経営状況にある中小企業の賃上げを支援します。

### 石川県賃上げ環境整備 助成金

申請受付期間

令和7年  
10月17日金～1月16日金  
令和8年

今後の賃上げに向けた中小企業が行うITシステム導入や、  
従業員のスキルアップ研修などの取り組みに対し、その  
経費の一一部を助成します。

対象者 県内事業所を有する中小企業（小規模事業者  
含む）で、賃上げの実績をもつて、下記に定め  
る要件に該当していること。※1人でも可

対象事業 令和7年4月1日（火）～令和7年2月9日（月）ま  
で行った生産性向上、収益力強化のための  
新たな取組（具体的な実績）をもつて可

助成率 小中企業3／4、小規模事業者4／5

助成上限額 100万円

### 石川県被災小規模事業者 賃上げ支援金

申請受付期間

令和7年  
10月17日金～2月28日土  
令和8年

被災した小規模事業者に対し、従業員の賃上げに  
伴う支援金を支給します。

対象者 県内事業所を有する中小企業（小規模事業者  
含む）で、賃上げの実績をもつて、下記に定め  
る要件に該当していること。

●令和6年賃上げ実績が、被災前の賃上げより、県内事  
業所で半以上に被災時確定を受けていること。

●被災後の仕事量の売り上げが、被災前の同月の  
売上量と比較して3割以上減少していること。

●賃上げした従業員1人あたり5万円  
(最大10人分 50万円)

従業員の賃上げ要件（全て満たすこと）

①賃上げ前の賃給は、984円～1,034円の範囲内であること

②令和7年4月1日～令和7年12月31日の期間で、賃給70円以上の賃上げを行っていること

③通常定労働時間は20時間以上であること

④賃上げ後の賃金水準を1年以上継続する見込みであること

問い合わせ先 石川県賃上げ緊急支援事業運営事務局

〒920-0864 石川県金沢市高岡町12-45 ロイヤルシャトーナカ

TEL 0120-678-670 平常時対応：午前9時から午後5時まで  
(土、日および祝日は除きます)

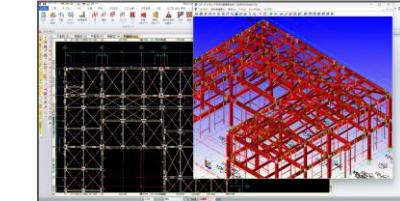
https://ishikawa-chinageshien.pref.ishikawa.lg.jp/chinage01/  
※募集要領・申請方法等を掲載

特設サイト

## 中小企業の活用事例

### 建築材料、金属材料等卸売業の事業者（金沢市）

- 手動で行っていた重量等の算出を自動化し、見積書等に反映することができるソフトウェアの導入



### 宿泊業の事業者（加賀市）

- 売店の省人化・キャッシュレス対応のPOSレジカウンターの新設に併せ、稼働什器や引出収納の導入により、陳列作業等の効率化を図るレイアウト改修

### 飲料製造業の事業者（珠洲市）

- 製造に必要な施設の温度管理の強化を図り、品質を安定させるとともに生産性向上を図るために新たな空調設備を導入

# 最低賃金の引き上げへの支援策の執行状況

	賃上げ環境整備助成金	被災小規模事業者賃上げ支援金
概要	中小企業・小規模事業者が行う業務効率化等につながる環境整備（ソフト事業）に対して支援 ⇒ 最大100万円（中小3/4、小規模4/5）	R6能登半島地震以降の災害により、被災した小規模事業者の賃上げに対して直接支援 ⇒ 賃上げ労働者1人当たり5万円、最大50万円（10人分）
申請期間	令和7年10月17日～令和8年1月16日	令和7年10月17日～令和8年2月28日
問合件数 (12/15時点)		3,131件
申請件数 (12/15時点)	266件（約2.3億円） 予算 1,000件 (6.6億円)	11件（25人、125万円） 予算 2,300件 (3.8億円)

## 支援機関（商工会議所・商工会）やコールセンターに寄せられているニーズ・声

**[飲食店]** 従業員を6人雇用しているため、対象外

**[製造業]** 従業員を21人雇用しているため、対象外

**[全業種]** 地震の被害はあるが、「半壊以上」の建物がないため、申請不可

**[全業種]** 特定最賃が適用されるなど、最賃近傍より少し高い水準で従業員を雇用しているため、申請不可

（小規模事業者の定義）  
製造業その他：従業員20人以下  
商業サービス業：従業員5人以下

**<対象者>**  
最賃近傍(10/7までの時給984～1,034円)の労働者を雇用する小規模事業者

**<主な要件>**  
・賃引上げ幅(70円)以上の賃上げ  
・「半壊以上」の被害 ※要証明

# 被災小規模事業者賃上げ支援金の運用見直し

## □ 見直し内容

現場のニーズや声を踏まえ、対象者や対象要件を見直し ➤ **名称及び対象を拡大**

### ● 被災小規模事業者賃上げ支援金

対象者 県内に事業所を有する**小規模事業者**

対象要件  
①最賃近傍※の従業員の賃上げ(70円以上)  
②**半壊以上**の被災の証明  
③被災前から売上高等が3%以上減少  
※10/7までの賃金時給:**984円～1,034円**

### ● 賃上げ環境整備助成金

対象要件  
最賃近傍※の従業員の賃上げ (70円以上)  
※10/7までの賃金時給:**984円～1,034円**

最低賃金近傍の範囲の見直し(1,034円→1,053円)に合わせて、助成金の申請期間などを延長 1/16→**2/6**

## □ 今後のスケジュール

12/26 修正版の募集要領等※を特設サイト（ホームページ）に公開

**R8.1/1適用開始**

### ● 被災事業者賃上げ支援金

県内に事業所を有する**中小企業・小規模事業者**

①最賃近傍※の従業員の賃上げ(70円以上)  
**②一部損壊以上**の被災の証明  
③被災前から売上高等が3%以上減少  
※10/7までの賃金時給:**984円～1,053円**

### ● 賃上げ環境整備助成金

最賃近傍※の従業員の賃上げ (70円以上)  
※10/7までの賃金時給:**984円～1,053円**